# 国家公安委員会個人情報管理規則 （平成十七年国家公安委員会規則第五号）

#### 第一条（目的）

この規則は、国家公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

#### 第二条（定義）

この規則において「保有個人情報」とは、法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。

##### ２

この規則において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。

#### 第三条（総括個人情報管理者）

国家公安委員会に、総括個人情報管理者一人を置き、警察庁長官官房国家公安委員会会務官をもって充てる。

##### ２

総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

###### 一

保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。

###### 二

保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

###### 三

前二号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

#### 第四条（個人情報管理担当者）

総括個人情報管理者は、警察庁職員のうちから、個人情報管理担当者を指名する。

##### ２

個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

#### 第五条（正確性の確保）

警察庁職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

#### 第六条（取扱いの制限）

総括個人情報管理者は、警察庁職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

##### ２

総括個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて警察庁職員に遵守させるものとする。

###### 一

取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

###### 二

電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

###### 三

取り扱うことができる場所

###### 四

保存すべき場所

###### 五

前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

#### 第七条（廃棄及び削除）

総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

##### ２

総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

#### 第八条（事故発生時等の措置）

警察庁職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

##### ２

総括個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその原因を調査するものとする。

##### ３

総括個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。

#### 第九条（補則）

この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

# 附　則

この規則は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一一月二四日国家公安委員会規則第二一号）

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年五月三〇日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。